

自衛隊への情報提供を望まない方からの申出受付を開始します

自衛官などの募集案内を自衛隊から送付するため、日本国籍で横浜市に住民登録があり、令和6年4月2日～令和7年4月1日に18歳を迎える方の住民票の住所、氏名及び郵便番号を、自衛隊法97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づく、防衛大臣からの依頼に基づいて、自衛隊へ提供します。

このたび、対象年齢で提供を望まない方（除外を希望する方）からの申出受付を開始しますので、ご希望の方は受付期間内に横浜市電子申請・届出システム、Eメール等でお申し出ください。

1 自衛隊への提供情報に掲載する自衛官等募集対象者（除外の対象となる方）

日本国籍で横浜市内に住民登録している方のうち、令和6年4月2日～令和7年4月1日に18歳になる方（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方）が対象です。

2 除外希望をお申し出いただける期間

令和6年3月1日（金）～4月30日（火） ※郵送の場合、当日消印有効

3 お申し出方法

(1) 横浜市電子申請・届出システムの専用フォーム

専用フォームで、住所、氏名をご入力いただき、本人確認書類（※）の写し等をアップロードしてください。

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等



▲お申し出フォーム

(2) Eメール・郵送でのお申し出

市民局区連絡調整課へ、除外申出書、本人確認書類の写し等をご送付ください。

【送付先】〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市民局区連絡調整課

Eメール sh-jyogaimouhide@city.yokohama.jp

4 除外希望をお申し出いただける方

- ・除外の対象となるご本人
- ・法定代理人（親権者や後見人など法律により代理権を有すると定められた人）
- ・代理人（本人からの「委任状」をお持ちの人）

※ Eメール・郵送等でのお申し出の際に必要な申出書の様式等、

詳細については横浜市ウェブページをご確認ください。

「自衛官募集事務における自衛官等募集対象者情報の提供について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/bosyu/jieikanbosyu.html>



▲横浜市 WEB サイト

【参考】関連法令

○自衛隊法第97条第1項

都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

○自衛隊法施行令第120条

防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

お問合せ先
市民局区連絡調整課長 高橋 佐織 Tel 045-671-2048